

深谷市開発許可等の基準に関する条例第6条第1項第1号
に定める区域及び建築物(産業系12号)

区域	予定建築物の用途	区分	面積 (ha)	地図 色分
深谷市田中 の一部	日本標準産業分類(総務省編集)において製造業、情報通信業、運輸業若しくは卸売・小売業に分類される業種の工場若しくは倉庫又は事務所(いずれも建築基準法別表第二(ち)項※に該当するものを除く)	工業系	3.1	青
深谷市田中 の一部	日本標準産業分類(総務省編集)において情報通信業、運輸業、卸売・小売業、飲食店・宿泊業、金融保険業、不動産業若しくはサービス業(他に分類されないもの)(<u>廃棄物処理業及びと畜場を除く</u>)に分類される業種の事務所又は店舗(いずれも建築基準法別表第二(ほ)項第二号及び(ち)※項に該当するものを除く)	商業系 (沿道サービス)	3.6	緑
深谷市田中 及び上原の 各一部	日本標準産業分類(総務省編集)において卸売・小売業、飲食店・宿泊業、金融保険業、不動産業若しくはサービス業(他に分類されないもの)(<u>廃棄物処理業及びと畜場を除く</u>)に分類される業種の事務所又は店舗(いずれも建築基準法別表第二(ほ)項第二号及び(ち)※項に該当するものを除く)	商業系	14.1	赤

※建築基準法改正(H30.4.1施行)により項ズレあり [(ち)項→(り)項]

- H16.10.1 区域指定
H17.12.27 商業系の用途を一部変更(表中の下線部を追加)

